

「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成16年3月分）について

本日、北陸電力(株)から、別紙のとおり、連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）平成16年3月分の連絡があった。

今回のモニタリングポストの高レンジモニタの故障については、その修繕が既に予備品と取り替えることにより行われている。

本連絡は、昨年7月17日、県・地元町・北陸電力において締結した「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」に基づくものである。

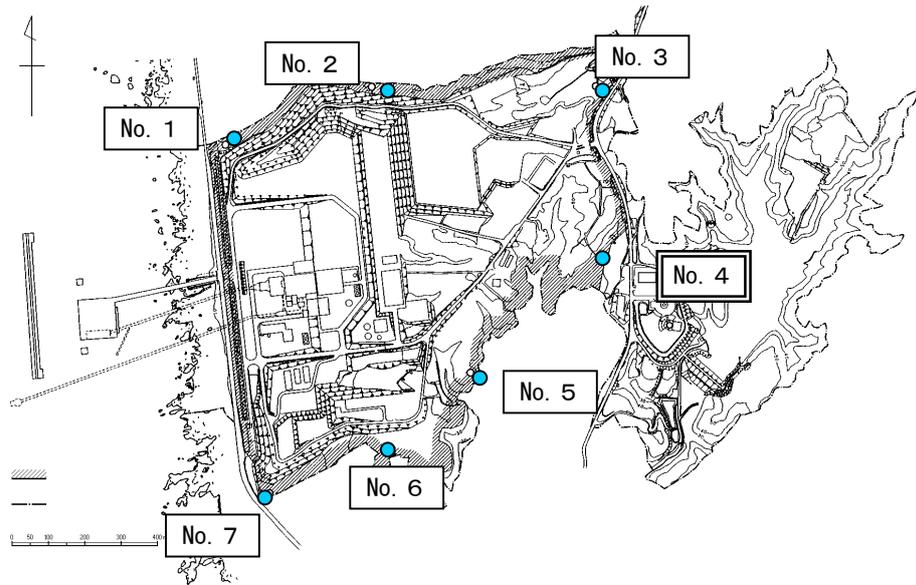
（別紙）

北陸電力から連絡があった平成16年3月の「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）の事象は、以下のとおり

平成16年3月分

発生日	件名	事象の概要	備考
3月17日	モニタリングポスト*No.4の高レンジモニタの異常について	3月17日午前11時頃、モニタリングポストNo.4の高レンジモニタの指示値が故障により低い値を示していることがわかった。 故障した検出器は予備品と取り替え、復旧。	

* モニタリングポストは、発電所周辺の放射線を測定するために No.1～No.7 の7つ設けられており、低レンジモニタと高レンジモニタの2種類がある。
低レンジモニタは主に平常時の低い放射線レベルを測定するものであり、高レンジモニタは事故時に高い放射線レベルを測定するものである。



● : モニタリングポスト

参考

北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/shika/osirase/pdf/040302.pdf>

平成16年4月9日
原子力安全対策室
(直通) 076 (225) 1465
(県庁内線) 4234